身体障害者手帳の申請に必要なもの

手続		再交付		- 赤田	
必要なもの	新規 交付	等級変更、障害追加	紛失、破損 新様式への 切替	変更 (氏名・ 住所)	返還
指定医師が作成した 身体障害者診断書・意見書 (自己負担となります。)	0	0			
写真1枚(※1) (上半身・脱帽で正面を向いて写したもの 大きさ 縦4センチ×横3センチ)	0		0		
身体障害者手帳		0		0	0

- ※1 脱帽については、宗教上または医療上の理由がある場合は、顔の輪郭がわかる範囲で覆うことが認め られる場合があります。 ※2 死亡による返還のみ、手続に来られるかたの認印が必要となります。
- ~新規交付手続と再交付手続は、申請から交付までに1ヶ月~1ヶ月半程度かかりますのでご了承ください~

以上のほか、以下の書類等が必要になります。

(死亡による身体障害者手帳の返還手続の場合は、以下の書類は必要ありません。) 必要書類は、どなたが申請するかによって、以下のA~Cに分かれますのでご確認ください。 ご不明な点は、裏面の《お問い合わせ先》までお問い合わせください。

		必要なもの	
	個人番号カードがある場合	個人番号カードのみ	
A本人申請の場合	個人番号カードがない場合	個人番号ガートのか 通知カードと以下の①または② ①(1種類必要) □運転免許証 □運転経歴証明書(H24.4~交付分) □パスポート □障がい者手帳(写真あり) □在留カード □特別永住者証明書 □官公署から発行された書類で、写真があり、【氏名】と 【生年月日または住所】が記載され、同一人であることが確認できる書類 ②(2種類必要) □障がい者手帳(写真なし) □健康保険証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □官公署・個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行された書類で、【氏名】と【生年月日または住所】が確認できる書類	

※ 15歳未満の児童は保護者が代わって申請することになっています。その際に必要なものは、裏面をご覧 ください。 裏面に続きます。

		必要なもの
	本人の番号確認書類	□本人の個人番号カード または □本人の通知カード
В	個人番号カードがある場合	
同一世帯員による申請の場合	同一世帯 員の身面人番号カードがない場合 確認書類	③(1種類必要) □運転免許証 □運転経歴証明書(H24.4~交付分) □パスポート □障がい者手帳(写真あり) □在留カード □特別永住者証明書 □官公署から発行された書類で、写真があり、【氏名】と【生年月日または住所】

- ※【本人の番号確認書類】+【同一世帯員の身元確認書類】が必要となります。
- ※ 15歳未満の児童は保護者が代わって申請することになっています。この場合は、児童の個人番号がわかるものが必要であり、保護者の個人番号は必要ありません。

			必要なもの
С	本人の番号確認書類		□本人の個人番号カード または □本人の通知カード
代理申	代理権確認書類		□法定代理人…戸籍謄本や、その他その資格を証明する書類 □任意代理人…委任状や、契約書等委任が確認できる書類
	個人番号カードがある場合 個人番号カードのみ		個人番号カードのみ
- 請の場合(別世帯員による申請の場合含む)	代理人身元確認書類	個人番号カードがない場合	 ⑤(1種類必要) □運転免許証 □運転経歴証明書(H24.4~交付分) □パスポート □障がい者手帳(写真あり) □在留カード □特別永住者証明書 □官公署から発行された書類で、写真があり、【氏名】と【生年月日または住所】が記載され、同一人であることが確認できる書類 ⑥(2種類必要) □障がい者手帳(写真なし) □健康保険証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □官公署・個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行された書類で、【氏名】と【生年月日または住所】が確認できる書類

- ※【本人の番号確認書類】+【代理権の確認書類】+【代理人の身元確認書類】が必要となります。
- ※ 15歳未満の児童は保護者が代わって申請することになっています。この場合は、児童の個人番号がわかるものが必要であり、保護者の個人番号は必要ありません。
- ※ 同居の家族でも住民基本台帳上別世帯になっている場合はこの分類に含まれます。

《お問い合わせ先》

青森市役所障がい者支援課

電話 017-734-1111(内線 5121·5167) 017-734-5319(直通) 浪岡振興部健康福祉課 電話 0172-62-1113(直通)

表面もご覧ください。